

箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例の改正について

1. 主旨

- 水道法の改正により、「給水装置工事事業者」の資質の維持・向上を目的に5年の更新制が導入されたことから、更新手数料を新たに定めるとともに、新規の指定手数料と統一するため、箕面市水道事業給水条例を改正する。
- 下水道の「指定工事店」の指定・更新においても、水道と統一した手数料にするため、箕面市下水道条例も併せて改正する。
- また、下水道の「指定工事店」に必要な責任技術者の登録事務が、「大阪府下水道協会」に一元化され、本市での登録事務が不要となることから、責任技術者の登録手数料を削除する。

2. 条例改正の主な内容

(1) 事業者の指定・更新手数料の統一

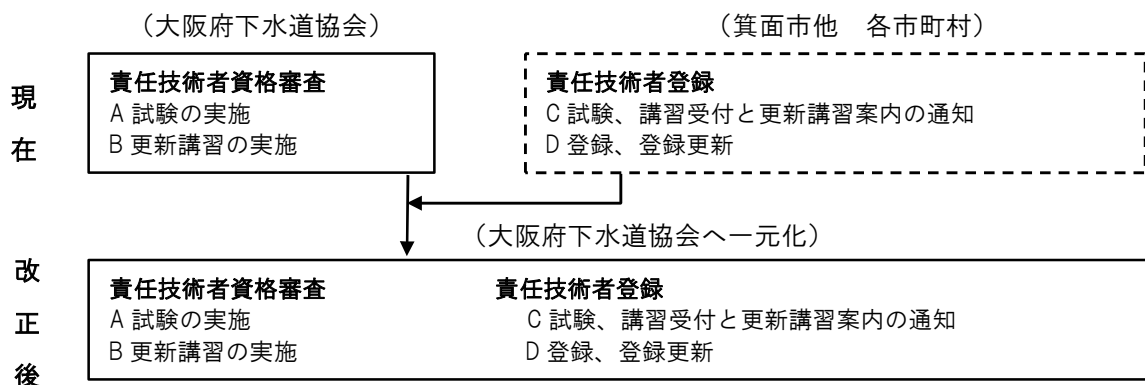
- 水道法改正により、「給水装置工事事業者」の指定に5年の更新制が導入されたことから、更新手数料を新たに定め、新規の指定手数料と統一するとともに、同様の事務である下水道の「指定工事店」の指定・更新手数料も、額を統一する。
- また、これらの手数料について、水道事業給水条例に減額規定がないことから、下水道条例と同様の減額規定を設ける。

	現行条例		改正条例	
	指定手数料	更新手数料	指定手数料	更新手数料
給水装置工事事業者(水道)	14,000円	—	10,000円	10,000円
指定工事店(下水道)	10,000円	5,000円	10,000円	10,000円

※指定・更新手数料は、国が示している標準額10,000円に統一。近隣市も同様の対応を予定。

(2) 下水道指定工事店の責任技術者登録手数料の削除

- 責任技術者の登録事務は、これまで府内各市町村で行っていたが、「大阪府下水道協会」に事務が一元化され、本市での登録事務が不要となることから、責任技術者の登録手数料(新規・更新とも3,000円)を削除する。



3. 今後のスケジュール

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 令和元年9月 | 箕面市水道事業給水条例及び箕面市下水道条例改正案を市議会定例会に提出 |
| 令和2年4月 | 改正条例を施行 |

4. 参考資料

- | | |
|-------|-------------------|
| 資料1-1 | 箕面市水道事業給水条例改正文(案) |
| 資料1-2 | 箕面市水道事業給水条例新旧対照表 |
| 資料2-1 | 箕面市下水道条例改正文(案) |
| 資料2-2 | 箕面市下水道条例新旧対照表 |

第 号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 月 日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項の表以外の部分中「の指定」の下に「及び指定の更新」を加え、同項の表中

指定給水装置工事業者の指定手数料	一件	一四、〇〇〇円
------------------	----	---------

指定給水装置工事業者の指定の更新手数料	一件	一〇、〇〇〇円
料	一件	一〇、〇〇〇円

に改め、同条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第一項の指定給水装置工事業者の指定及び指定の更新の更新の手数を減額することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第三十条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定給水装置工事事業者の指定の手数料について適用し、同日前の申請に係る指定給水装置工事事業者の指定の手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）の改正に伴い指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料を定めるとともに、指定の手数料の額を改定し、これらの手数料の減額規定を定めるため、本条例を改正するものである。

箕面市水道事業給水条例新旧対照表

新	旧																					
<p>第一条～第二十九条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第三十条 指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新、給水装置工事の設計審査及び完了検査並びに公文書記載事項に関する証明については、次に定める手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="1142 231 1635 782"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定の材料</td> <td>一件</td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料</td> <td>一件</td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、第一項の指定給水装置工事事業者の指定及び指定の更新の手数を減額することができる。</p> <p>第三十一条～第四十条 略</p>	種類	単位	金額	指定給水装置工事事業者の指定の材料	一件	一〇、〇〇〇円	指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料	一件	一〇、〇〇〇円	略	略	略	<p>第一条～第二十九条 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第三十条 指定給水装置工事事業者の指定、給水装置工事の設計審査及び完了検査並びに公文書記載事項に関する証明については、次に定める手数料を徴収する。</p> <table border="1" data-bbox="1142 837 1635 1388"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定給水装置工事事業者の指定手数料</td> <td>一件</td> <td>一四、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項の手数は、申請の際に徴収する。ただし、給水装置工事の設計審査手数料及び完了検査手数料は、給水装置工事の申込みの際に徴収する。</p> <p>3 略</p> <p>第三十一条～第四十条 略</p>	種類	単位	金額	指定給水装置工事事業者の指定手数料	一件	一四、〇〇〇円	略	略	略
種類	単位	金額																				
指定給水装置工事事業者の指定の材料	一件	一〇、〇〇〇円																				
指定給水装置工事事業者の指定の更新の手数料	一件	一〇、〇〇〇円																				
略	略	略																				
種類	単位	金額																				
指定給水装置工事事業者の指定手数料	一件	一四、〇〇〇円																				
略	略	略																				

第 号議案

箕面市下水道条例改正の件

箕面市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 月 日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市下水道条例の一部を改正する条例

箕面市下水道条例（昭和四十四年箕面市条例第三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者（以下「責任技術者」という。）が専属する業者」を「規程で定める責任技術者が専属する事業者」に改める。

第九条第一項を次のように改める。

次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しななければならない。

- 一 指定工事店の指定を受けようとする者 一件につき一万円
- 二 指定工事店の指定の更新を受けようとする者 一件につき一万円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第九条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定工事店の指定の更新の手数料について適用し、同日前の申請に係る指定工事店の指定の更新の手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

大阪府下水道協会による下水道排水設備工事責任技術者登録制度の一元化に伴い本市での登録事務を廃止するとともに、指定工事店の指定の更新の手数料の額を改定するため、本条例を改正するものである。

箕面市下水道条例新旧対照表

新	旧																				
<p>第一条～第七条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第八条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、規程で定める責任技術者が専属する事業者として規程で定めるところにより管理者が指定したものを(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。ただし、市が行うときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める金額の手数料を納付しなければならない。</p> <p>一 指定工事店の指定を受けようとする者 一件につき一万円</p> <p>二 指定工事店の指定の更新を受けようとする者 一件につき一万円</p> <p>2 略</p> <p>第十条～第二十五条 略</p>	<p>第一条～第七条 略</p> <p>(排水設備等の工事の実施)</p> <p>第八条 排水設備等の新設等の工事(規程で定める軽微な工事を除く。)は、排水設備等の工事に関し規程で定める技能を有する者(以下「責任技術者」という。)が専属する業者として規程で定めるところにより管理者が指定したものを(以下「指定工事店」という。)でなければ行つてはならない。ただし、市が行うときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>(手数料)</p> <p>第九条 責任技術者の登録及び指定工事店の指定を受けようとする者は、次の表に定める手数料を納付しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="817 837 1187 1388"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th rowspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">責任技術者の登録</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">指定工事店の指定</td> <td>新規</td> <td>一件</td> <td>三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td></td> <td>三、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>新規</td> <td></td> <td>一〇、〇〇〇円</td> </tr> <tr> <td>更新</td> <td></td> <td>五、〇〇〇円</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第十条～第二十五条 略</p>	区分		単位	金額	責任技術者の登録		指定工事店の指定	新規	一件	三、〇〇〇円	更新		三、〇〇〇円		新規		一〇、〇〇〇円	更新		五、〇〇〇円
区分		単位	金額																		
責任技術者の登録																					
指定工事店の指定	新規	一件	三、〇〇〇円																		
	更新		三、〇〇〇円																		
	新規		一〇、〇〇〇円																		
	更新		五、〇〇〇円																		